

# 志摩広域行政組合職員募集要項【看護職員】

次のとおり志摩広域行政組合職員採用試験（随時採用）を実施します。

## 1 募集職種 看護職員 2人程度

### 2 受験資格

#### （1）職種別個別資格

##### ○看護職員

- ・昭和45年4月2日以降に生まれた人
- ・土曜・日曜日および祝日等に勤務の可能な人
- ・夜間の待機勤務（自宅等）が可能な人
- ・看護師または准看護師免許を有する人、または採用時までに資格取得見込みの人

#### （2）共通資格

##### ○組合施設に通勤可能な人

- ・組合施設 志摩養護老人ホーム花園寮（阿児町）  
志摩特別養護老人ホーム才庭寮（阿児町）  
志摩特別養護老人ホームともやま苑（大王町）  
志摩福祉センター（阿児町）

##### ○地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない人（地方公務員となります。）

### 3 試験手続き

#### （1）申込書提出先

〒517-0502 三重県志摩市阿児町神明1537番地1  
志摩広域行政組合 事務局（才庭寮内）  
TEL 0599-43-2112

#### （2）申込方法

申込書（A4のコピー用紙に両面印刷をしたもの）に必要事項を記入し、（3）の必要書類を添えて持参または郵送により提出して下さい。

#### （3）必要書類

- ・写真（縦4cm×横3cm） 1枚  
※6ヶ月以内に撮影した上半身、脱帽、無背景のものを申込書に貼付して下さい。（写真の裏に氏名を必ず記入して下さい）
- ・返信用封筒 2通  
※長形3号（縦235mm×横120mm）の封筒に住所・氏名を記入し、切手を貼付（110円）して下さい。
- ・看護師または准看護師の資格者証の写し、または資格取得見込証明書
- ・卒業証明書または卒業見込証明書（最終学歴のもの）※1
- ・学業成績証明書（最終学歴のもの（保存期間が既に経過しており、証明が不可能である場合は、その旨記載された学校発行の文書を提出してください。文書の発行も不可能な際には、事務局にその旨申し出てください。）開封無効）※2

※1、※2につきましては、試験申込時に提出できない場合は、試験当日の受付に提出して下さい。試験当日にも提出できない場合は、その旨申し出て下さい。

#### 4 試験の方法

区分	内容
作文試験	指定テーマによる作文試験を行います。(800字程度)
面接試験	個別面接方式で行います。

#### 5 試験日時および会場

試験日	随時実施
試験会場	随時決定
試験時間	随時決定

※申込書受付後に調整し、受験票を発行いたします。

#### 6 合格者の決定および発表

- (1) 決定方法 作文試験および面接試験の結果を総合的に判断し決定します。  
(2) 発 表 試験終了後、30日以内に受験者に通知いたします。

#### 7 採用予定年月日

協議のうえ決定

#### 8 給 与

志摩広域行政組合給与条例等に基づき支給します。

参考に、卒業後直ちに採用された場合の初任給は、次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

職種等	学歴免許等	初任給
看護職員	准看護師	221, 900円
	看護師短大2卒	249, 400円
	看護師短大3卒	253, 100円
	看護師大学卒	257, 100円

※採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定後の額となります。

※職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき経験年数として初任給に加算されます。

※諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（年4.6月分（令和6年度実績））等が別に支給されます。

## 9 申込書の交付および受付期間

申込書は、志摩広域行政組合各施設（花園寮、才庭寮、ともやま苑）および志摩広域行政組合HPから取得をお願いします。

なお、郵送を希望されます方は、封筒の表には朱書きで「職員採用試験申込書請求」と記入し、志摩広域行政組合事務局に送付してください。封筒の中には、自分の住所・氏名を記入し、140円切手を貼付した返信用封筒（角形2号 縦330mm 横240mm）を同封してください。

交付および受付期間は、随時 午前8時30分～午後5時30分です。



## 10 問い合わせ等

この試験に関する問い合わせは、志摩広域行政組合事務局へお願いいたします。

- TEL 0599-43-2112

なお、郵送により申込書類を提出される場合は、朱書きで「職員採用試験申込書在中」と記入し、下記の宛先へ送付して下さい。この場合、書類の不備等の連絡をする場合がありますので、必ず連絡先（電話番号）の記入を忘れないようご注意して下さい。

- 〒517-0502 三重県志摩市阿児町神明1537番地1

志摩広域行政組合事務局 宛

## 11 その他

お預かりしました個人情報は、組合職員採用試験に必要な範囲のみに利用させていただきます。なお、採用試験に伴ってお預かりしました各種書類（申込書等）は、返却することができませんので、あらかじめご了承下さい。

日本国籍を有しない人が志摩広域行政組合職員採用試験を受験するにあたって

## 日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」または「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

のことから、日本国籍を有しない人が本組合職員となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」には、将来においても、任用されません。

### 「公権力の行使」に係る職務について

- 1 住民に対して命令、強制等を加え、一方的に住民の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、住民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 住民に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

#### (1) 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、施設長（課長）および施設長に類する権限を有する職と、志摩広域行政組合の活動について、その企画、立案、決定等に関与する事務に就く職が該当します。